

附属機関等の概要

(1面)

1 名 称	宮崎県文化財保護審議会	
2 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの) <input type="checkbox"/> 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)	
3 設 置 根 拠	文化財保護法 第190条、宮崎県文化財保護審議会条例	
4 設 置 目 的	県内に存する文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議する。	
5 担 任 事 務 (協 議 事 項)	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。	
6 会議の開催状況 (令 和 3 年 度)	① 開催期日 令和3年8月3日:第1回宮崎県文化財保護審議会 令和4年2月9日:第2回宮崎県文化財保護審議会 ② 主な審議事項 第1回:県指定文化財について(諮問) 第2回:県指定文化財について(諮問) 県指定文化財について(答申)	
7 会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の状況	<input type="checkbox"/> 公開(傍聴可) <input checked="" type="checkbox"/> 非公開(傍聴不可) 非公開の理由 宮崎県情報公開条例第7条第2号(個人に関する情報)に該当すると認められる情報に関し審議するなど、場合によっては一部非公開
	議事録又は議事概要等の公表	<input type="checkbox"/> 有り 閲覧場所: 県庁ホームページへの掲載: <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定
8 所管課(室)名	教育庁 文化財課 文化財担当 電 話: 内線3354 (直通)0985-26-7250	

